

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案」の概要

経済産業省製造産業局
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

平成 29 年通常国会で成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「新法」という。）では、特別国際種事業者の登録に係る事業登録関係事務を行う事業登録機関に関する規定を設ける等の措置を講じている。

これを踏まえ、これらの細目に関する事項その他所要の規定を整備するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年経済産業省・環境省令第 3 号）の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号。以下「情報通信技術法」という。）第 3 条第 1 項の主務省令で定める保存（書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができるもの）として、事業登録機関に係る新法第 33 条の 16 第 6 項（財務諸表等の保存）及び第 8 項（帳簿の保存）の規定に基づく書面の保存を追加する。
- (2) 事業登録機関が、(1) に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合であって、新法第 33 条の 16 第 8 項に係るものの保存を行う場合は、環境大臣及び経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならないこととする。
- (3) 情報通信技術法第 4 条第 1 項の主務省令で定める作成（書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができるもの）として、事業登録機関に係る新法第 33 条の 16 第 8 項の規定に基づく書面の作成を追加する。
- (4) 情報通信技術法第 5 条第 1 項の主務省令で定める縦覧等又は当該事項を記載した書類の縦覧（書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができるもの）として、事業登録機関に係る新法第 33 条の 16 第 7 項第 1 号（財務諸表等の閲覧又は謄写の請求）の規定に基づく書面の縦覧等を追加する。

(5) 情報通信技術法第6条第1の主務省令で定める交付等（書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができるもの）として、事業登録機関に係る新法第33条の16第7項第2号（財務諸表等の謄本又は抄本の請求）の規定に基づく書面の交付等を追加する。

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成30年6月1日）